

# 西区からのお知らせ

引っ越しの際は、届け出をお忘れなく！  
本誌32ページも併せてご覧ください。

●印は、西区役所に届け出  
■印は、転居先の区役所に届け出  
\*印は、届け出時に持参する物

**詳細** 西区役所  
Tel.641-2400 (代表)

届け出項目		西区から市外へ引っ越し(転出)	西区内や西区から他区への引っ越し(転居)	窓口	担当
住所変更	●転出届(転出証明書の発行) *届け出人の本人確認書類(免許証・保険証など)		■転入・転居届(異動後14日以内に届け出) *届け出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	1階 ③④⑤	戸籍住民課
印鑑登録	●印鑑登録証の返還		(転入・転居届で自動的に住所変更)		
原動機付自転車(125cc以下)	●廃車届(廃車証明書の発行) *標識交付証明書 *運転免許証 *ナンバープレート *印鑑		(転入・転居届で自動的に住所変更)	2階 ②	課税課
固定資産税	・土地や家屋の所在する市区町村へ連絡		(転入・転居届で自動的に住所変更)		
国民年金	加入者	・第1号被保険者と任意加入者の方は、転出先の市区町村でお問い合わせ	(第1号被保険者と任意加入者の方は、転入・転居届で自動的に住所変更)	3階 ①	保険年金課
	受給者	・転出先の市区町村に備え付けのはがきにより、年金事務所あてに送付	・転居先の区役所に備え付けのはがきにより、年金事務所あてに送付		
国民健康保険後期高齢者医療制度	●脱退手続き(保険証の返還・14日以内) *国民健康保険証または後期高齢者医療制度被保険者証 *納付通知書		■住所変更の手続き(14日以内) *国民健康保険証または後期高齢者医療制度被保険者証(世帯主が変わる場合は新世帯主のもの)	3階 ②	
介護保険	●脱退手続き(介護保険証の返還・14日以内) *介護保険証 ・要介護認定を受けている方(申請中も含む)に受給資格証明書を西区が発行		■住所変更の手続き(14日以内) *介護保険証		
	各種減額等認定証など	●各種減額等認定証などの返還	■住所変更の手続き *減額等認定証など	4階 ⑥	
福祉乗車証など	●身体障がい者等福祉乗車証などの返還		(転入・転居届で自動的に住所変更)		
身体障害者手帳療育手帳精神障害者保健福祉手帳	・転出先の市区町村で住所変更などの手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか		■住所変更の手続き *身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか	4階 ⑦	保健福祉課
特別障害者手当障害児福祉手当経過的福祉手当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き		■住所変更の手続き(身体障害者手帳、療育手帳の住所変更の手続きと同時)		
児童手当	●消滅届		(転入・転居届で自動的に住所変更)	4階 ④	
児童扶養手当	●住所変更の手続きなど *手当証書(お持ちの方)		■住所変更の手続き *手当証書(お持ちの方)*その他必要書類		
特別児童扶養手当	・転出先の市区町村で住所変更の手続き		■住所変更の手続き *手当証書		
各種医療費の助成	●受給者証の返還		■住所変更の手続き *受給者証		
転校(小・中学校)	・現在の学校から在学証明書と教科書給与証明書を受け取り、転出先の市区町村へ提出		■転入・転居届を提出して入校票(転入学通知書)を受け、在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出		
水道	・水道局電話受付センター(Tel.211-7770 FAX211-7777)へ転出・転入・転居の連絡				

※上記は主な届け出項目です。転出、転入・転居の届け出の際、区役所戸籍住民課で手続きの一覧表をお渡ししますので、手続き漏れがないようご確認ください。詳細については各担当課にお問い合わせください。